

小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小林市・高原町・野尻町合併協議会規約（以下「規約」という。）

第12条第3項の規定に基づき、小林市・高原町・野尻町合併協議会専門部会（以下「専門部会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 専門部会は、小林市・高原町・野尻町合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の幹事長（以下「幹事長」という。）の指示を受け、規約第3条各号に掲げる事項について、専門的に協議又は調整するものとする。

(組織)

第3条 専門部会は、総務部会、企画財政部会、厚生部会、産業建設部会及び文教部会の5部会とし、その関係事務所管の長又は、その長が指名する者（以下「部会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第4条 各専門部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選により選出する。

(役員の仕事)

第5条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に支障があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて部会長が開催す

る。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 部会長は、必要に応じて会議に関係職員等の出席を求めることができる。
- 4 専門部会は、必要に応じて関係する部会又は、次条に規定する分科会と合同の会議を開催することができる。

(分科会)

第7条 専門部会に必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、専門部会の部会長が別に定め、幹事会へ報告するものとする。

(報告)

第8条 部会長は、会議における審議の経過及び結果について、幹事長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 専門部会の庶務は、部会長の属する市町担当課等において処理する。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、専門部会に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

◎部会長、○副部会長

| 専門部会名 | 小林市 | 高原町 | 野尻町 |
|--------|-------------|-----------------|-------------|
| 総務部会 | ◎ 総務課長 | 総務課長 | 総務企画課長 |
| | 職員課長 | | |
| | 税務課長 | 税務課長 | ○ 税務課長 |
| | 監査委員事務局長 | 監査委員事務局 | 監査委員事務局 |
| | 選挙管理委員会事務局長 | 選挙管理委員会事務局 | 選挙管理委員会事務局 |
| | 公平委員会 | 公平委員会 | 公平委員会 |
| | 固定資産評価審査委員会 | 固定資産評価審査委員会 | 固定資産評価審査委員会 |
| | 議会事務局長 | 議会事務局長 | 議会事務局長 |
| 企画財政部会 | ◎ 財政課長 | 総務課長 | 総務企画課長 |
| | 会計課長 | 会計課長 | 会計室長 |
| | 管財課長 | ○まちづくり推進課長 | |
| | 企画調整課長 | | |
| | 地域振興課長 | | |
| 厚生部会 | 生活環境課長 | ○町民福祉課長 | 町民福祉課長 |
| | 市民課長 | 国民健康保険高原病院 | ほけん課長 |
| | ほけん課長 | 養護老人ホーム 峰寿園長 | |
| | ◎福祉事務所長 | ほほえみ館長 | |
| | 介護保険課長 | 美化センター 事務局長 | |
| | 市立市民病院 | | |
| | 中央保育所長 | | |
| 産業建設部会 | 農業委員会事務局長 | 農業委員会事務局長 | 農業委員会事務局長 |
| | ○農林課長 | 農政畜産課長 | ◎ 経済課長 |
| | 商工観光課長 | 建設水道課長 | 畜産林務課長 |
| | 畜産課長 | まちづくり推進課長 | 農村建設課長 |
| | 農村整備課長 | | 水道課長 |
| | 建設課長 | | |
| | 管財課長 | | |
| | 水道課長 | | |
| 農林建設課長 | | | |
| 文教部会 | ○社会教育課長 | ◎ 教育総務課長 | 教育課長 |
| | 学校教育課長 | | |
| | スポーツ振興課長 | | |
| | 教育総務課長 | | |